



平成23年9月24日
内閣府（防災担当）

中央防災会議
「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」
(第10回)
議事概要について

1. 専門調査会の概要

日時:平成23年9月17日(土)15:00～17:15

場所:中央合同庁舎5号館 2階 講堂

出席者:河田座長、阿部、泉田、磯部、岡村、清水、高橋、田中、田村、平原、古村、翠川、
山崎各専門委員、
平野大臣、原田政策統括官、長谷川官房審議官 他

2. 議事概要

「防災基本計画の見直し」の審議にあたり、事務局より資料を説明し、審議を行った。

続いて「最終報告」の審議にあたり、事務局より資料を説明し、審議を行った。

委員等からの主な意見等は次のとおり。

- 破壊的な津波によって町全体が消滅するという状況になった今回の場合、支援をしたい自治体が相当やきもきしていたという現実がある。日本の制度として何が足りないのかというと、広域避難の仕組みであり、国が調整する機能を持っていない部分がやきもきさせる原因である。国が調整をして、受入自治体と支援する自治体とをコントロールしてもらった方が対応しやすいのではないか。
- 広域避難には財政面にも課題があり、今回、災害救助法の関係で、被災県から要請を出してもらった上で受け入れをするという対応をした。これは行政的に安全弁のような形でやっているが、長期間受け入れたら大変だということを感じる首長もいる。例えば、追加的財政支出やケア、職員はどうするかに不安があり、受け入れに少し抵抗感があつたところもある。ある程度国が割り振って支援をするといった財政保証がされる仕組みを防災計画に盛り込むだけで、随分違うのではないか。
- 中国の四川省では、各省が町を支援するという形で行った。例えば、復興にあたって、被災地でやろうとすると建設業者が足りない。被災自治体にお金を回すという意味で、被災地内でやるという部分はあるが、緊急にやらなければいけない部分については、外からの力を入れる仕組みを考えおく必要がある。
- アメリカの FEMA の例でいうと、ハリケーンが来るということになると、町ごと全部避難ということもある。日本の場合は、土地、地域と役所と住民が結び付いていて、町ごと避難という仕組みは考えられていない。県内であれば、県が調整するというのはあるが、県境を越える場合は国が調整して、財政も責任を持った上で、全体的な避難を支援できるような仕組みが必要

である。

- 南海地震が起こった場合、高知県は全市町村が被災するため、被災者を被災地で全部ケアしなければいけないのかという問題が必ず出てくる。広域津波の場合は、被害の少なかった他県への広域避難や仮設住宅建設いうことを視野に入れた対応が必要である。
- これまでの災害で、被災地から外に出て、別の場所で生活再建をすることは、個人の都合という取扱いだった。今回、全国に避難者が散らばっているのは、必ずしも避難者の生活の選択ばかりではなく、仕方なくそういうことになっているのではないか。被災地を離れてしまった人たちに、いつまで、どの程度の支援をするかの整理がなされていない。情報システムを構築して、情報のとりまとめをしているということが書かれているが、まだ全国的な状況の把握には不十分であり、生活再建まで考えた広域的な復旧・復興が必要である。
- 「避難所等に必要な備蓄・整備」について、今まで恐れていたことが現実になってしまった。これは備蓄・整備という課題よりも、新潟県中越地震などで課題になった孤立集落対策という観点で考えた方がよいのではないか。いろいろ手を尽くしても、そこがどうしても孤立するようなところなのであれば、個人の方にも避難の物品を用意していただき、3日間の食糧を持って逃げるなど、個人にまで落とし込んだ対策をしなければいけない。また、要援護者に早目に避難していただくことをもっと強く促すような具体的な孤立対策が必要である。
- 今回、仙台市内でかなり物資が不足している状況が出ており、いわゆる中山間地の孤立対策というだけでは済まない部分が広域災害にはあり得る。そこは物流にも踏み込んだ対策が必要である。
- 今回、被災市町村への支援は3つのパターンがあったと思う。一つ目は、関西広域連合会のように団体に支援するパターンで、単独の市町村では支援がやりきれないが、その枠組みの中に入ることはできた。二つ目は、遠野市の後方支援パターンで、自衛隊などの活動に非常に有効だった。ただ、1つの市町村が多数の市町村を支援する枠組みには無理があった。三つ目は、杉並区のように協定に基づいて動くパターンで、南相馬市と協定は結んでいないけれども、杉並区と協定を結んでいた小千谷市と一緒にやっていくというパターンである。ただ、要請を受けずに支援を行ったために、負担が完全に持ち出しになっているという問題がある。それぞれのパターンが持っていたデメリットあるいはメリットをきちんと評価し、広域災害の場合には、市町村がかなり被災をすることを踏まえ、実効的な仕組みを検討する必要がある。
- 資料1の2ページ目「最大クラスの津波を想定し、住民の避難を軸に、土地利用」について、「建築物の耐震・耐浪化」「地域防災計画と都市計画との連携」は、土地利用、農地法も含めて考えないと、全くできない。3ページ目の右側「災害復旧・復興及びその備え」についても、ライフラインの復旧、漂流物も含む瓦れき処理は、震災にあってからではできない。築山あるいは高台ということも含めて取り組む必要があるが、農地法等の都市計画がどうしてもいかないということを切実に感じる。都市計画の緩和、防災対策に対しては、農政も含めて検討する必要がある。
- 下水道の復旧について、一定の期間ずっとやっているが、かえって公共下水でない方が個々に復旧できるのではないか。現時点では復興は大変だと思う。
- 今回、海岸保全施設が被害を受け、地盤沈下が起こったことで、大潮の満潮で浸水し、道路が冠水して車が通れなくなり、復旧を遅らせている。また、台風による大規模な二次災害が起きることも考えられる。今は被災したところに大型の土嚢を積んで対応しているが、もう少し水密性を高くしないと、機能としては十分ではない。そういったことに対して技術開発などによる改良をすることで、問題の解決を図っていくという視点も必要である。
- 漁場の再生、水産の関係は、魚を獲るだけでなく、加工、保存という一連のシステムで、全体が成り立つ。地域内で津波前の規模とシステムが維持されなくても、細いながらも一連のものがつながるようにする、地域を連結してつながるようにするなど、一通りの水産業が成り立

つように早く復旧し、そこからだんだん強化をしていくといったことを、あらかじめ準備しておくことも必要である。

- 防災基本計画の目次を見て、震災対策編の中に津波対策が置かれていることにすごく違和感を覚える。今回の災害を目の当たりにすると、震災対策とは全く違う課題が津波対策には出てくることが明らかになった。議員立法で津波の法案が通ったが、それに対応するように、防災基本計画も津波の対策は章としてきちんと立てる必要がある。
- これだけ多様化した被災地を抱える広域災害にどう対応するかは、震災対策ではなかったことであり、そこにきちんと目配りをしていく必要がある。
- 今の防災対策は基本的に基礎自治体が機能することを前提につくられているが、基礎自治体が被害を受け、発災当初は十分に機能しない事態になることを織り込んで、その対策を考える必要がある。
- 今まででも大規模で停電が起きることは想定していたが、発電所そのものがこんなにやられることは余り想定していなかった。
- 広域の被災者の受け入れについて、送り出す自治体も大変だが、受け入れる自治体に聞いてみると、対応がばらばらになっている。そういうことが被災者の不利益にならないようにするためにも、広域で多様な津波災害にどう対応するかという対策をつくっていく必要がある。
- 救急救助や遺体の処理などについても地震と津波では全然違う。また、東日本大震災という名前も実は問題で、今回は震災で被害が出ているというよりも津波で出ており、例えば震災・津波災害とかでないと、関東大震災と同じになってしまう。地震被害とは随分性格が違い、対応も違うので、震災対策編の中の「第4章 津波対策」をもし独立させることができないのであれば、個々のところに津波ではどうするか、津波が伴う場合はどう変わるかというパラレルに記述する必要がある。
- 阪神大震災後、防災基本計画は7月に全面改定された。8月にきれいな冊子で出たが、復興も始まっておらず、復旧が盛んなときに全面改定したため、災害復旧・復興がとても貧弱であり、復興が災害対策の中に入っていない。そのため、復興に入った途端に災害対策本部の看板を外すという自治体が出てくる。当時、国土庁は、落ち着いたら復旧・復興のところを全面改定するといって、このままである。津波の対策も今やっておかないと、また当面起こらなかったらこのままでずっといってしまう。
- 被災していない自治体の職員が被災地に結構派遣されている。その意見が非常に重要で、何が起ったのかはやはり行っていないとわからない、と聞いている。防災基本計画は、国があり、県があり、市・町村があり、最終的に動くのは市・町村である。その市・町村からの意見を集約すると、実態に合わないところと合うところと、初めてわかったというものがいっぱいある。そういった市・町村からの意見というのはかなりとったのか
- 防災基本計画に津波の記述がほとんどないことには本当にショックを受けるが、いずれにせよ見直しはまず早急にやる。また、ここまでの約10回の議論以外に地元等々を回り、各自治体のいろいろな意見等々を聞いて、ある程度の問題意識は持っているつもりである。その上で、復興・復旧等の経過も踏まえて見直しをしていくことが必要である。特に今回の防災基本計画の見直しは、大規模災害を想定してやる必要がある。
- 大規模災害になると、自治体が機能しない場合も想定し、どう対応するかという問題がある。一方で、これから災害に備えるための都市計画、まちづくりをどうするかという問題もある。都市計画法、農振法、さまざまな法律の枠組みがあって簡単ではないが、きちんと議論をなくてはならない。国土交通省では津波に強いまちづくりについての法案も用意しており、防災基本計画をつくりながら、実際にそれを実施に移すときに何が問題になってくるかを踏まえながら、必要な法律改正も適宜やっていく。
- これだけの大災害が起きて、すべてを一気にやるのはなかなか難しい。台風第12号で孤立

集落の話が報道で何回も出てきて、一体いつまで孤立するんだと言ったら、事務方はぽかんとしている。孤立集落の定義は、道路が決壊してそこに行けなくて、物資も運べないということだから、道路の復旧計画をたて、何日かかって復旧するかによって、孤立が3日なのか、5日なのか、10日なのかが決まってくる。それによって、全部避難させるか、物資を届けるかといった対応をどうするかになるが、そういった考え方すら持っていない。災害は形態がいろいろあり、それに応じて臨機応変に対応していく必要がある。基本的には、情報はかなり国が持っており、例えばどこに土砂ダムがあるか、どこで道路が決壊しているかは、県や市町村よりも国がわかっており、その情報提供をするべきである。大災害の中で、国、自治体との役割について、きちんと整理しておく必要がある。

- 広域連携における住民票の問題について、少なくとも原発の被災地自治体を想定した法律はつくっており、住民票を移さなくてもその地域の中できちんとした行政サービスが受けられるという体系になっている。問題は、そのときにかかるコストをどうするかであり、地方財政措置を今はとっているが、法的な強制力、位置付けを明確にしておく必要がある。
- 防災基本計画の見直しについて、ポイントはまず急ぐべきところは急ぐ、それから一気にいろいろなことはできないので、何回か見直しをしていくことである。
- 大災害を想定し、国と自治体との役割分担、それから自治体の機能がかなり低下してしまうことを前提としたいろいろな体系をつくる必要がある。
- 東海・東南海・南海地震を想定すると、津波の前に地震の揺れによる被害が先行し、土砂崩れなど、今回の台風12号のようなことがいわゆる中山間地で起こる。かつ、地震と津波で今度は沿岸部の市町村がやられる。道路の孤立だけではなく、社会サービスが提供できず、そこに住み続けることができないという意味での孤立が出てくる。地震と津波の複合災害を考えると、そこは教訓として入れる必要がある。
- 避難所はこれまでは安全な空間を提供するというものだったが、情報を被災者の方に伝えることも重要である。災害直後に一番必要なことは、行政から被災者にきちんとした情報を提供することである。今回のようにすぐに停電してしまって、避難した人はそれ以降、情報を手に入れることができなくなっている。例えば一時避難所で集まった人たちがそのまま津波で避難所がやられているというようなことが起こっており、逃げていく先の避難所に必要な情報が共有できるような仕組みが必要である。安全な空間プラス必要な最低限の情報は共有ができるような施設が必要であり、必要な備蓄設備と合わせて情報の提供を入れる必要がある。
- 防災基本計画の総則に基本的・共通的な条項をとりまとめてもっと入れ、震災対策編の中では地震災害、津波災害と災害別に書いた方がわかりやすいのではないかと。地震と津波では災害の発生の仕方、発生のタイプも違う。また、一番重要なのは、地震は起こってすぐ被害を受けるが、津波は津波発生から実際に被害を及ぼすまで時間があり、その時間を警報や避難にどう使うかが非常に重要なことである。今の章や節の構成であると、予防と応急対策であり、緊急避難という章か節を加えることも必要である。なお、津波災害では地震との複合災害もあるので、それはきちんと書かなければいけない。
- 国と自治体の役割分担は書き切れないのではないかと。中越地震、能登半島地震、中越沖地震、それぞれでどこに一番情報が集まったのか、その時、その時で違う。気合とか人に関わる部分が大きいのではないかと。形式的にこの計画の中でだれが責任を持つかと決めてしまうのは少し危険と思う。
- 国も防災担当は出向者によって替わり、それが十分引き継がれないのは危険で、国全体をどうオペレーションして危機管理対応能力を持てるようにするかが、計画にプラスして必要ではないかと。
- 物流は計画に書くのか。それとも、マニュアルレベルの話なのかというところに少し疑義があ

る。例えばファーストプライオリティをだれが持つのかという点である。

- 電池を製造しているメーカーは、震災2日目に、24 時間操業で作っている電池は余っていた。被災地に届けるまでには電気が回復するというのが今までの経験でわかっているが、国からはフルで製造しろと言われている。結局、倉庫にたまって全然運ばれなかった。一方で、コンビニでは電池が切れており必要なところに届かない。これは、要請主義を取ったからで、要請がなかったので届けなかった。結局一番必要な電気が通らないときは届かなかった。
- ガソリンも地方で集め、タンクローリーまで用意をして被災地に送ろうとしたが、国から止められた。一元化という名の下での指示であった。この時、船を使おうとしたところ、国が押さえるので使うなと言われた。更にヘリコプターも押さえられた。十日町津南が翌日の長野県北部地震の対応に使おうとしたが、東日本大震災で使うので、待機させられた。
- 一元化という名の下で、非効率にストップをかけてしまうとうまいかない。プライオリティは現場に置いておき、基本的には民間事業者が搬送する。届かないところは情報をつかんだ上で、国が届けるとすべきである。一元的に国が全部措置すると言っても、すべての被災地に目が届くわけがなく、必ず見落としが出てくる。
- 国と地方の役割、更に知事会と国の調整の難しさというのもあった。それぞれの自治体経路で SOS がくるが、国と同じようにバッティングするので知事会は少し待っていてということもあった。だれがファーストプライオリティを持ってやるのかという点については整理しておくべきであり、分散型でやった方が効率的だと思う。
- 防災基本計画には連携ということが入っていない。例として、東海・東南海・南海地震が起これば、国の出先がどこにくるかとは決まっているが、そこ、その周辺の府県がどう連携して動いていくのかということが見えていない。国と自治体の役割分担についてきちんと書くよりも、むしろ国と府県レベルあるいは市町村レベルの自治体の場合の連携をどういうふうにするのか明示した方が良いのではないかと。
- 東日本大震災の後、1 週間は自治体はほとんど動かなかったという印象を強く持っている。代わって何が動いたかと言ったら自衛隊であった。物資の供給についても、自治体は自治体であるものを出す、それでは全然足りない。それで、国が全国からかき集めると同時に民間も動いたという中で、それを自治体に供給するということをやってきた。
- 今の防災基本計画の体系の中では、一義的には自治体が応急対応を行うことになっており、国が全部やるなどというのは無理だが、自治体だけではできないというのははっきりした。その一方で、自衛隊の役割はどうするのか、国の役割はどうするのかについては必ずしもはっきりしていない。例として高速道路について緊急車両以外はいきなり通行止めにした。これも今後の検証対象だが、そういったことも踏まえて、国が何をやるべきなのか、県、市町村は何をやるべきなのかということについて、大災害になればなるほど、連携、役割ということについてきっちり意識をしておくということが大事である。
- 一義的には、自治体やるべきことはたくさんあり、国は国としてやることについて、ある程度分類をしておき、自治体との連携を図っていく必要がある。
- 発災直後は食料などを送ったが、自衛隊が動き始めたらやるものがなくなっていった。支援について一元化という名でやればやるほど多くの人の力が使い切れなくなり、一本になって細ってしまうのではないかと懸念がある。
- 被災地は瓦れきの山で、道路さえない中で最初に何をやったかと言ったら、自衛隊が入って瓦れきの処理を行った。その瓦れきの処理をやりながら、どこに被災者がいるかを探しながら、ジープで物を運んでいたというのが実態であった。今回の大震災では、その段階のときには自治体は何もできなかった。例えば重機で瓦れきの処理をやりようと言っても周りの建設の機械も全部ない状況で、まず自衛隊の機械を持ってきてやっていた。あとは、近隣の自治体

から機械があれば建設業界が自主的に来るということもあった。

- 政府の緊急参集チームが当初、何をやったかということも検証の対象だと思っている。さまざまな発災後の対応について検討の必要がある。
- 防災の鉄則は現場委譲だが、それができなくなる災害もある。計画上で役割分担を詰めることは余り生産的でない。市町村、都道府県、国の関係を繋ぐ仕組みをどうつくるのかということの議論が必要である。
- 災害対応において、申請主義は被害が大きいと限界があるが、小さいうちは自治を重んじる上でも大事である。被害が大きくなると国と現地災害対策本部が一体となって動かざるを得ないが、小さい間は政府の連絡班が送られた都道府県と現地災害対策本部の間の調整でもいいのではないか。
- 県の地域防災計画では、政府の現地災害対策本部があまり記載されていないのではないか。災害の大きさや種別によって、現地災害対策本部と都道府県がどのように連携するかを議論しないと、危機管理のシステムとしては成立しないのではないか。
- 今回の一番の教訓は、広域災害並びに複合災害の対応である。複合災害は、一つの県内で収まるもの、県を越えて起こるようなこともあり、その辺りも防災基本計画を見直していく中で検討するべきである。
- 広域的とか破壊的な災害があったときに、ライフラインが途絶えたところに避難所をつくるべきではないという原則が必要ではないか。インフラが届かないところ、ライフラインが切れたところは、避難所を動かすということが前提としてあると、随分対応が変わるため、検討をお願いしたい。
- 自動車を用いた避難について、東日本大震災の津波被災地域の一部では車の避難の効果があったことについて異論はない。しかし、中越沖地震において緊急車両が通行できなかった事例、南海トラフでの地震は今回の地震より陸側に近くにおいて発生することなどを考えると、道路が被災し通行出来ない恐れが高い。メッセージとして、車はやはり使わないで徒歩で逃げられるところの体制をつくとした方がよいのではないか。例えば、基本的には徒歩で逃げることを原則とし、入り江とか、場所によっては自治立法で車を使うことを可にする例外措置として書いた方がよいのではないか。
- 原子力発電所の地震・津波の検討については、現在、別途検討がなされており、そちらの検討について束縛するような記述はしないほうがよいのではないか。「より詳細な」という安全性も含めた検討がなされるべきという形の方がよい。
- 過去の専門調査会における想定地震と今回の地震についての食い違いについて、反省は当然あるべきであるが、本専門調査会では過去の検討の結果と今回の地震の食い違いを教訓とし、それをどう活かしていくのかについて議論をしており、その議論の内容を踏まえた記載でよいのではないか。
- 過去の専門調査会における想定地震と今回の地震についての食い違いについて、原案で十分反省した内容の記載になっていると思う。
- 今回の専門調査会では、過去の専門調査会の日本海溝の地震発生の可能性についての判断については十分議論できなかった。過去の専門調査会の想定への反省については、現在の記載に含まれていると思う。
- 過去の専門調査会で議論された日本海溝の津波地震については情報があつたのはあつたのだがよく分からなかった。今後の防災対策の検討にあたっては十分にいろいろなことを考慮すべきであるということでも十分であると思う。
- 車避難について、これからの東南海・南海地震を考えると、三重県とか和歌山県は海岸から車で逃げるのは困難なところが多い。背後が山岳地帯であり、隣の集落に行くのに、一度上がったってまた下りるようなところもある。地域毎の違いはあるが、大きな広い避難道路をつくら

ない限りは、原則禁止が良い。

- 岡山県の沿岸部では昭和の南海地震の際、液状化により海原のようになったところがある。そのような場所では、車による避難は難しい。原則は徒歩で避難、地域の特殊な事情で車避難が可能であれば、その地域で話し合うが良いのではないかな。
- 住民ではなく、既に車に乗っていてそこに差し掛かった人の対応が問題である。車の中で亡くなった方に、そのような方も多いのではないかな。ドライバーに対しての指導を考える必要があるのではないかな。
- 車避難の教訓は、車避難で助かった人がかなりいたという事実と、34%が渋滞をしたという事実。それらの事実から、リスクを示すことは良いが、原則論を打ち出すことは引っ掛かりが残る。丸めた表現にしていきたい。
- 議論を十分に尽くしているわけではない項目がある。例えば防災教育の議論はあまりなされていない。他にも方向性の議論まではされていないものがある。そういったものは、最終報告で今後も議論が必要なことを示す必要がある。例えば、高速道路の運用をどうするか、津波の際に低い場所で降ろされてしまうことをどのように考えるかなど、どこかで議論する必要がある。
- 避難場所と避難所問題はどこかできちんと議論をしていきたい。
- 「津波てんでんこ」と「高齢者、障害者など災害時要援護者の避難を支援」は矛盾している。災害時要援護者対策の議論は出来ていないので、その旨を記すべき。
- 海岸護岸の効果をもどのように評価し、伝えるのかの議論が必要。5m の護岸があるときに3m の津波で避難しなければいけないのか等、どこかで議論していく必要がある。
- 本専門調査会の中で方向性が出せるものと出せないもの、今後議論が必要なもの、別のところで議論するものなど整理する必要がある。
- これまでの議論の中では足りないもの、積み残しがたくさんある。例えば、津波警報の避難はとても大事である。国から発表される情報の用語については、さらに検討が必要。
- 台風 12 号の現場で、避難勧告と避難指示、どちらが強く感じるか話を聞くと、住民は避難勧告の方を圧倒的に強く感じている。国が使っている用語でもって、避難を勧めるのであれば、その避難勧告と避難指示を周知徹底するために自治体はどうしたらいいのかな。
- ここの議論ではないが、原発の記者会見の用語のわかりにくさ、会見のわかりにくさを見ると、国が国民に向かってどういう情報を発表して、何をだれに伝えたいのか、何をわかってもらいたいのかということを議論しておく必要がある。そうしないと同じような問題が繰り返されるのではないかな。
- 減災というのはハード対策とソフト対策の総合力である。ソフト対策に丸投げされた津波対策になってはならず、ハード対策によりどこまで守り、ソフト対策をどうするかを示す必要がある。ソフト対策である防災教育と避難情報と避難で全てと思われるのは違うのではないかな。国として、ハード対策とソフト対策をどういうふうに組み合わせながら今後の津波対策を進めていくのかを示して欲しい。
- 慶長三陸沖地震とか延宝房総沖地震など、「考慮の外においてきたことは、十分反省する必要がある」とあるが、考慮の外においたというのではなくて、考慮したが対策として具体的にやらなかったのではないかな。事実関係を記述した方が良い。
- 議論が出来ていないところは、さらに検討する必要があることを示し、議論が出来ている部分とは違うことが分かるように注意する必要がある。
- 今回の専門調査会は検討範囲が広いので、議論が出来ていない部分はある。議論不足だと書く必要はないが、更に詰める必要があるという課題提起は最終報告の中でぜひ行っていただきたい。
- 気象庁の津波情報で、なぜ3m という情報が出てしまったのかということに対して、きちんと整

理をする必要がある。発する情報自体が信頼を受けるかどうかという非常に大きな問題である。地域に行くと、テレビで見た3m という情報が頭の中に入っている人が多い。この問題の深刻さを、気象庁に何回か言っている。この問題はここできちんと整理をし、なぜそうだったのか。なぜできなかったのか。今回、何をすることによって情報が変わっていくのかということについて、もう少しわかりやすく説明していただきたい。

- 避難指示と避難勧告では違いがわかりにくい。避難命令と避難勧告としてはどうか。
- 広範な防災教育戦略は非常に大事であり、三陸沿岸は防災教育が非常にうまくいっていたと断言していい。子どもたちの命を守るという地域の強い防災意識が、最初から重要なものとして標高の高いところに置かれていたことを、積極的に評価するべきである。
- 国や自治体の防災教育部門がスポーツ健康部署に置かれ、ノウハウ的な教育に終わっている。防災教育の基本は、包括的な教育の中で災害列島を知り、その中で私たちの生活をどう成り立たせていくかという国民の知恵といったものである。そうした教育を行うには、現在の取り組みではいけない。
- 国が平成 13 年に東海・東南海・南海地震の被害予測を出したとき、自治体はすぐに危機管理部門を防災担当部署から県知事と同列のトップの部署へと組織変革したが、教育組織はそれができなかった。次の世代へ防災教育をどうしていくのかという基本的な考え方について、文部科学省の組織の戦略的教育部署に持ってきて議論を再構築するなど、大きく変換する必要がある。
- 阪神大震災以降、学校教育において防災教育をどうするかという動きがない。内閣府と文部科学省のコラボレーションが必要である。
- 我々は言葉として避難とか教育とか言って来たが、本当に実効的なものを提供してきたのかという反省がある。本専門調査会で十分議論できたとは言えないので、方向性を決めるということではなく、報告の中において、防災教育の検討をきちんとすべきということを書くべきである。

＜本件問い合わせ先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付

地震・火山・大規模水害対策担当参事官

越智 繁雄

同企画官

若林 伸幸

同参事官補佐

青野 正志

TEL : 03-3501-5693（直通） FAX : 03-3501-5199